



人権擁護委員 は 私たちの街の相談パートナー

■人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

▶全国の各市町村に配置されています(約14,000名)。現在、香南市では11人の人権擁護委員さんがボランティアで活動しています。(野市町3人、赤岡町2人、吉川町2人、香我美町2人、夜須町2人)

人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

■人権擁護委員の活動内容

人権啓発

●人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて「命の大切さ」や「相手への思いやり」のこころを育むことを目的としています。



●人権教室

学校などで、紙芝居などを用いて「思いやり」の大切さを伝えたり、ジェンダーに関する講座を行っています。



【人権について困ったことがあれば…】

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
 こどもの人権110番 ☎0120-007-110
 ひとりで悩まずにご相談ください

人権相談

●無料特設人権相談所

香南市の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談内容についての秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

相談時間：午前10時～午後3時

相談日	場所
4月1日(金)	のいちふれあいセンター
4月8日(金)	夜須公民館
4月14日(木)	赤岡市民館

※コロナの感染状況により、中止になることがあります

●子ども人権SOSミニレター

「電話では相談しにくい」といった子どもたちの気持ちに配慮して行っている、手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布し、校内にも備え付けています。法務局職員と共に届いた手紙の返事を考えて送付したり、緊急の場合には関係機関と連絡を取るなどして、子どもたちの悩みに向き合う活動をしています。

！ 人権擁護委員へ相談したい場合は人権課へご連絡ください。

しっかり届け出、きちんと納税

「原動機付自転車・軽自動車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している人に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかりますのでご注意ください。

納税通知書は5月上旬にお送りします！



！こんな時は早めに届け出を！

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ☑ 所有者が死亡した
- ☑ 車両に全く乗らない(軽自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車対象です)
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、ナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください。

登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税(種別割)の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 車検を受ける際の納税証明書の再発行・取得に時間がかかる
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる



▼軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車(125cc以下)、農耕作業車など	軽自動車(四輪等)	軽二輪車(126cc~250cc)、二輪の小型自動車(251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局高知市大津乙1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、印鑑、自賠責保険証書、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート ※手続き内容により必要書類が異なります。また、上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは受付施設にお問い合わせください	

グリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

■ 軽課(税の優遇)…令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。

■ 重課(税の上乗せ)…平成21年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車が対象。

※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外